

防災リーダー養成事業実施要領

令和7年4月28日

(目的)

第1条 この要領は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、防災に関する知識及び技能を有する「ちっご防災エキスパート」(以下「防災エキスパート」という。)の養成及び活用に関して必要な事項を定めることで、災害につよいまちづくりの推進に資することを目的とする。

(防災エキスパートの役割)

第2条 防災エキスパートは、自主防災活動の一環として、次に掲げる活動に取り組み、地域の防災力の向上に寄与するよう努めるものとする。

- (1) 防災・減災に対する普及・啓発活動
- (2) 防災訓練における助言及び支援
- (3) 避難所の運営に関する支援
- (4) 災害発生時における被害状況の市への報告
- (5) 自主防災組織が実施する活動への助言及び支援
- (6) その他地域の防災力向上に寄与する活動

(養成講座の実施)

第3条 市長は、次の各号に掲げる知識及び技能を習得するため、防災エキスパート養成講座(以下「養成講座」という。)を実施する。

- (1) 気象及び災害発生に関する知識
- (2) 命を守るために必要な知識及び技能
- (3) 地域で活動するための知識
- (4) 災害に関する情報を収集するための知識
- (5) その他防災に関する必要な知識

2 養成講座は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者を対象に実施する。

- (1) 特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士として認証状を交付されている者
- (2) 筑後市民、又は市内の事業所や学校等に勤務又は修学している者

3 養成講座の受講料は、無料とする。

4 市長は、前項に基づく認定を受けた者に対し、認定証(様式第1号)を交付する。

(認定)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者をちっご防災エキスパートとして認定することができる。

- (1) 市が実施する防災エキスパート養成講座を修了した者
- (2) その他前号に規定する者と同等以上の知識又は技能があると市長が認めた者

2 市長は、前項に基づく認定を受けた者に対し、ちっご防災エキスパート認定カード(様式第2号)を交付する。

(筑後市生涯学習人材バンクへの登録)

第5条 市長は、ちっご防災エキスパートの認定を受けた者で、地域防災活動に積極的に取り組む意思のある人材を積極的に活用するため、筑後市生涯学習人材バンク(以下「防災人材バンク」という。)に団体として登録する。

(登録)

第6条 防災人材バンク登録の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ちっご防災エキスパートに認定された者
- (2) 地域防災力向上のため活動する意欲のある者

(防災人材バンクの利用)

第7条 防災人材バンクの利用希望者は、防災人材バンクを利用する場合市長に連絡するものとする。

2 市長は、前項により防災人材バンク利用の連絡があった場合は、利用希望者に登録者を推薦するものとする。

(活動報告)

第8条 防災エキスパートは、防災人材バンクにおける活動を行った場合は、ちっご防災エキスパート活動報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第9条 防災人材バンク利用に際して必要な経費は、利用者が負担するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(様式第1号)

認定登録第 号

## 認 定 証

\_\_\_\_\_ 殿

貴殿は令和 年度ちっご防災  
エキスパート養成講座において  
所定の過程を修了されました  
ここにちっご防災エキスパート  
として認定したことを証します

年 月 日

筑後市長 西田 正治

(様式第2号)

(表)

ちっご防災エキスパート 認定カード		第 号
氏 名		
上記の者は、ちっご防災エキスパートとして技能を有することを認定します。		
交付年月日	年 月 日	
		筑後市長

(裏)

ちっご防災エキスパート 認定カード	
令和 年 月 日まで有効	
筑後市防災安全課	

(様式第3号)

令和 年 月 日

筑後市長 様

ちっご防災エキスパート活動報告書

ふりがな :

氏 名 :

住 所 :

連絡先 :

e-mail :

日 時 :

会 場 :

活動内容 :

参加人数 : (内、女性 : 名)

特記事項 :